

令和4年度（2022年度）中小企業販路拡大支援補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、八王子市内の中小企業の販路拡大を促進し、地域経済の活性化及び市内産業の振興を図るため、販路拡大に向けた事業を行う中小企業に対して交付する補助金について、補助金等の交付の手続等に関する規則（昭和35年5月16日規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）中 小 企 業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- （2）従 業 員 常時雇用する労働者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する者）をいう。

（補助対象者）

第3条 この補助金は、次に掲げるすべてに該当する中小企業に対して交付するものとする。

- （1）八王子市内に本社又は主たる事業所を有する者であること。ただし、個人事業者の場合は、八王子市に住民登録がある者に限る。
- （2）市税等の滞納がないこと
- （3）当該中小企業の発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有していないこと
- （4）当該中小企業の発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有していないこと
- （5）大企業の役員又は職員を兼ねている者が、当該中小企業の役員総数の2分の1以上を占めていないこと
- （6）令和4年度（2022年度）において、小規模事業者販路拡大支援補助金又は中小企業海外展開支援補助金の交付を受けていないこと、若しくは受ける予定がないこと
- （7）令和2年度（2020年度）又は令和3年度（2021年度）において、中小企業販路拡大支援補助金若しくは小規模事業者販路拡大支援補助の交付を受けていないこと
- （8）令和2年度（2020年度）において、中小企業者パワーアップ補助金（販路開拓支援）の交付を受けていないこと
- （9）同一の事由で交付される国、都、その他の機関からの補助金等を重複して受けていない、若しくは受ける予定がないこと
- （10）本補助金の用途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条により定め

- る営業内容、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある場合等)を営む者でないこと
- (11) 市長が補助金の交付に当たり公序良俗に反する営業等不相当と認める種類の営業ではないこと
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員でないこと

(補助対象事業及び補助対象経費)

第4条 この補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)及びその経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表1及び別表2に定めるとおりとし、かつ、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できること
 - (2) 令和4年(2022年)4月1日以降に契約が締結され、かつ申請時点で事業の実施及び支払いが完了していること
 - (3) 証拠資料等によって支払金額が確認できること
 - (4) 「新たな販売先の獲得」を目的とした「新たな取り組み」であり、既存の事業活動の範囲に含まれないことが明確であること
- 2 前項の規定にかかわらず、別表1及び別表2の事業を併せて補助対象事業とすることはできない。
- 3 消費税及び地方消費税等の租税公課は、補助対象経費には含まないものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表1及び別表2のとおりとする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 3 市長は、予算の範囲内でこの補助金を交付する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和4年度(2022年度)中小企業販路拡大支援補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、令和5年(2023年)2月28日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象経費の契約内容等がわかる書類
- (2) 補助対象経費の支出を証明する書類
- (3) 補助対象事業の成果が確認できる書類
- (4) 登記事項証明書(法人の場合)又は住民票の写し及び開業届届出書のコピー(個人事業者の場合)
- (5) 会社概要
- (6) 従業員の数が確認できる書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 この補助金の交付申請は、1事業者につき1回限りとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金を交付する決定をしたときは、令和4年度(2022年度)中小企業販路拡大支援補助金交付決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、交付決定に際し、補助金に係る予算の執行の適正を図るため必要があると認めるときは、条件を付することができるものとする。

(補助金の請求)

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、前条の規定による交付決定通知書を受領後、速やかに、令和4年度(2022年度)中小企業販路拡大支援補助金交付請求書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書を受領後、速やかに補助金を一括して交付するものとする。

(交付決定の取消)

第9条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき
- (4) 前3号に掲げたもののほか、この要綱又は他の法令に違反したとき

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補助事業者の義務)

第11条 補助事業者は、補助事業の完了後、5年間、市長の求めがあったときは、各年度における補助対象事業の成果等を報告しなければならない。

2 補助事業者は、本市が実施する当該補助事業に関する意見徴収、アンケート及び広報等に協力しなければならない。

3 補助金に係る予算の執行の適正化を図るため、補助事業者は、補助対象事業に係る帳簿その他の資料を常備し、市長が必要があると認めるときは、それらの資料を提示し、又はその内容を報告しなければならない。

4 補助事業者は、前項に規定する資料を、補助事業の完了後、5年間保存しなければならない。

ない。

5 補助事業者は、市長若しくはその委任を受けた者又は監査委員の監査に応じなければならない。

(制度の見直し)

第 12 条 この要綱に定める補助事業の終了後に、当該補助制度の見直しを実施する。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年（2022 年）4 月 1 日から施行する。

別表 1（IT・DXを活用した販路拡大事業）

補助対象事業 (事業区分)	補助対象経費	上限額及び 補助率
ウェブマーケティング等調査	・ 新たな販路拡大のためのウェブマーケティング調査・分析に関する経費	上限額 150,000 円 補助率 2/3
IT 導入	・ 新たな販路拡大のためのホームページ作成・再構築、ウェブデザイン等に関する経費 ・ 新たな販路拡大のための IT ツール導入に関する経費 ・ ネット販売システムの構築・導入に要する経費 ・ オンライン展示会への出展 ・ 新たな販路拡大のためのインターネットを活用した広告に関する経費	
販路開拓に結びつけるための業務効率化	・ 新たな販路拡大のために、自社の業務の効率化や生産性向上を図るための経費（IT を活用したもの）	
その他 IT 導入に関する事業	・ その他、販路拡大のための IT 導入で市長が認めたもの	

別表2（別表1以外の販路拡大事業）

補助対象事業 (事業区分)	補助対象経費	上限額及び 補助率
事業計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな販路拡大のための事業計画策定・指導等のコンサルティング経費 ・ 独立行政法人中小企業基盤整備機構又は公益財団法人東京都中小企業振興公社等が実施する販路拡大・販路開拓を目的としたコーディネート事業・専門家派遣に係る経費 	<p style="text-align: center;">上限額 50,000 円</p> <p style="text-align: center;">補助率 2/3</p>
市場調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな販路拡大のための市場調査・分析（ウェブマーケティング調査・分析を除く）に関する経費 	
広告 PR	<ul style="list-style-type: none"> ・ ブランド構築に関するコンサルティング、デザイン等の経費 ・ 新たな販路拡大のためのカタログ、パンフレット、動画等のPRのための情報媒体作成に関する経費（インターネットでの配信・閲覧を目的とした動画を除く） ・ 新たな販路拡大のためのチラシ、ダイレクトメール、カタログ等の発送に要する経費 ・ 新たな販路拡大のための新聞、雑誌等（インターネットを活用したものを除く）の広告に関する経費 ・ 展示会への出展（オンライン展示会を除く） 	
販路開拓に結びつけるための業務効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな販路拡大のために、自社の業務の効率化や生産性向上を図るための経費（IT を活用したものを除く） 	
その他販路拡大に資する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他、販路拡大のための経費で市長が認めたもの 	

八王子市長 様

申請者

所在地	
法人の名称	
役職名	
代表者の氏名	⑩

※ 個人事業者が署名(自署)した場合は押印不要です。

令和4年度（2022年度）中小企業販路拡大支援補助金交付申請書

下記のとおり補助金の交付を受けたいので、令和4年度（2022年度）中小企業販路拡大支援補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

申請する事業区分	<input type="checkbox"/> IT・DX 活用あり	<input type="checkbox"/> ウェブマーケティング等調査 <input type="checkbox"/> IT導入 <input type="checkbox"/> 販路開拓に結びつけるための業務効率化 <input type="checkbox"/> その他IT導入に関する事業
	<input type="checkbox"/> IT・DX 活用なし	<input type="checkbox"/> 事業計画の策定 <input type="checkbox"/> 市場調査 <input type="checkbox"/> 広告PR <input type="checkbox"/> 販路開拓に結びつけるための業務効率化 <input type="checkbox"/> その他販路拡大に資する事業
補助金申請額	円	
添付書類 ※ <input type="checkbox"/> は該当箇所に☒	<input type="checkbox"/> 契約日及び契約内容がわかるもの（契約書、注文書等） <input type="checkbox"/> 補助事業に係る金額を支払ったことがわかるもの（請求書、振込控え等） <input type="checkbox"/> 補助事業の内容がわかるもの（成果物の写し、写真等） <input type="checkbox"/> 事業所が存在していることを証明するもの 法人の場合：登記事項証明書 個人事業者の場合：住民票の写し及び開業届出書（コピー） <input type="checkbox"/> 従業員の人数がわかるもの <個人事業者で申請者欄に署名（自署）した場合> ※ 押印がない場合 <input type="checkbox"/> 申請者本人であることが確認できるもの（運転免許証のコピー等）	

第1号様式別紙

1 企業情報

資本金	万円	従業員数	人
業種		設立年月日	年 月 日
事業内容			
主要取扱 製品 ・サービス			
担当者氏 名		担当者所属・役職	
電話番号			
E-mail			
本補助金 について	<input type="checkbox"/> 八王子市からの案内で知った <input type="checkbox"/> 八王子商工会議所からの案内で知った <input type="checkbox"/> 金融機関等からの案内で知った <input type="checkbox"/> その他 ()		

2 現在の状況及び補助事業概要

現在取り扱っている 製品・サービス		
主な納入先・販売先		
会社全体を通じた自社の 強み、製品の特長		
会社全体を通じた 現在の経営課題 及び課題解決のための取 組	課題	
	取組	

会社全体を通じて 想定している顧客層		
会社全体を通じて 想定しているPR 方法や販売方法		
上記のうち、補助金を 活用して実施する取組 の内容及び目的	取組内容	
	目的	
	実施方法	
	想定顧客	
	想定効果	※新規顧客獲得数やページビュー数など具体的な数値を用い てご記入ください。
	実施期間	年 月 日 から 年 月 日まで

3 補助対象経費

(1) IT・DXを活用した販路拡大事業 ※(2)と合わせて計上することはできません。

事業区分	補助対象経費(税抜)	備考
ウェブマーケティング 等調査	円	
IT導入	円	
販路開拓に結びつける ための業務効率化	円	
その他IT導入 に関する事業	円	
計 A	円	

※補助対象となる経費のみを計上してください。

$$(A) \text{の金額} \times (\text{補助率}) = (B) \text{ ※千円未満切り捨て}$$

円 × = 円

補助金申請額 _____ 円 ※(B)の金額と上限額(150,000円)の少ない方

(2) IT・DX活用を除く販路拡大事業 ※(1)と合わせて計上することはできません。

事業区分	補助対象経費(税抜)	備考
事業計画の策定	円	
市場調査	円	
広告PR	円	
販路開拓に結びつける ための業務効率化	円	
その他販路拡大 に資する事業	円	
計 C	円	

※補助対象となる経費のみを計上してください。

$$(C) \text{の金額} \times (\text{補助率}) = (D) \text{ ※千円未満切り捨て}$$

円 × = 円

補助金申請額 _____ 円 ※(D)の金額と上限額(50,000円)の少ない方

宣誓書

私は、令和4年度（2022年度）中小企業販路拡大支援補助金を申請するにあたり、以下について宣誓します。

※ 該当する□欄に☑を入れてください。

令和4年度（2022年度）中小企業販路拡大支援補助金交付要綱及び同公募要領に記載されている内容について確認しました。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条により定める営業内容に関わる事業は行っておりません。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力団員ではありません。また、八王子市暴力団排除条例第9条に基づき、暴力団による利用であるかを確認する必要がある場合は、市が申請者について所轄の警察署へ照会することを承諾します。

公序良俗に反する事業は行っておりません。

市税の滞納をしておりません。また、市が本申請にあたり、必要に応じて市税の課税状況及び納付状況を調査すること（証明書の取得を含む）に同意します。

【申請者が法人の場合は、以下についても、該当する□欄に☑を入れてください。】

自社の発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有していることはありません。

自社の発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有していることはありません。

大企業の役員又は職員を兼ねている者が、自社の役員総数の2分の1以上を占めていることはありません。

※ 宣誓書の□欄に☑のない項目がある場合は、この補助金の申請はできません。

第2号様式

号
年 月 日

様

八王子市長

令和4年度（2022年度）中小企業販路拡大支援補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった中小企業販路拡大支援補助金について、下記のとおり交付を決定したので、令和4年度（2022年度）中小企業販路拡大支援補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

補助金交付決定額	円		
補助対象経費	補助基本額	補助率	補助金額
円	円		円
交付の条件			

